

平成28年10月 5日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

**民間競争入札実施事業
「産業財産権研究推進事業」の評価について（案）**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	知的財産制度を巡るグローバルな事業活動の展開に伴い、より複雑化、多様化、高度化する課題等について、将来を担う国内外の研究者による研究を支援し、①国内外の知的財産制度に精通した知的財産研究者の輩出、②国内外の研究者間のネットワーク構築への寄与、③研究成果を活用した我が国の適切な知的財産制度の設計・構築・運用改善の推進 を目指す。 1 年目：研究者の募集・選定 2 年目：研究者による研究の実施 3 年目：研究者による研究報告の執筆・報告書の作成
実施期間	平成 26 年 6 月 5 日～平成 28 年 6 月 30 日
受託事業者	（契約時）一般財団法人 知的財産研究所(他法人との合併により、平成 28 年 4 月より、一般財団法人 知的財産研究教育財団)
契約金額（税抜）	147,159,810 円（単年度当たり：49,053,270 円）
入札の状況	1 者応札（説明会参加＝3 者／予定価内＝1 者）（なお、市場化テストの評価を受けることは、今回初めて。）
落札率	非公表

II 評価

1 評価方法について

特許庁から提出された平成26年6月から平成28年6月までの間の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき質の確保状況	以下のとおり、適切に履行されている	
	確保されるべき水準（一例）	評価
	本事業の不備に起因する、本研究期間中の人身事故又は物損事故の発生が無いこと。	特に問題は無かった。
	本業務の不備に起因する、特別研究者、派遣研究者及び招	定員割れは無か

	へい研究者の定員割れがないこと。	った。
	本事業の不備に起因する重大な手配漏れにより、派遣研究者の研究の開始が遅延したり、研究が妨げられたりすることがないこと。	特に無かった。
	特別研究者、派遣研究者及び招へい研究者の研究の終了時に開催する、研究成果報告会において、聴衆に対してアンケートを実施し研究に関する設問について、70%以上の回答者から「有益」又は「ある程度有益」、「大変満足」又は「満足」の評価を得ること。なお、アンケートの回収率は70%以上を予定している。	研究成果報告会でアンケートを77%回収し、94%から「有益」「ある程度有益」の評価を得た。
民間事業者からの改善提案	<p>日報としての研究日誌を記録させ、月次で提出させ、本人との面接等により研究進捗状況を把握。</p> <p>また、月単位で提出させる月次報告書に記載された当該月の研究内容、成果、今後の課題、研究計画に対する研究の進捗状況、その他連絡事項などの内容を確認して、研究の進捗を管理。</p> <p>進捗の遅れや方向の相違がある場合は、理由の確認と研究対象の絞り込みや適切な資料の助言等を実施。</p> <p>特別研究員についてはほぼ6週間に1回、進捗状況を含めた研究内容を、民間事業者の役員・研究員が出席する研究部会合において発表させ、役員や他の研究員からの質疑応答を通じて、専門的なアドバイス・指導を付与している。派遣研究員については、派遣期間中に1回、民間事業者が在外研究員を訪問し研究の進捗について対面で確認。</p> <p>これらにより、研究成果は、産業財産権制度の改善に関する検討の基礎として活用されている他、アジアにおける国際機関（ERIA）における特許制度の研究プロジェクトにおいても活用されている。</p>	

3 実施経費（税抜）

従前経費	146,151千円（平成25年度）
実施経費	147,159千円
削減額	▲1,008千円（増額）
削減率	▲0.69%（増額）

※平成25年度に比して増額になっているが、これは、派遣研究者が2名→3名、招へい研究者が5名→7名に増加しているものによる。

4 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、開始の平成26年6月から平成28年6月までの3年間、全て目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、研究者に月次報告を提出させるなど進捗状況を適切に管理、資料作成等に対する助言、在外研究員への対面確認等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費については、約0.7%の経費増があるが、これは、派遣研究者が2名から3名、招へい研究者が5名から7名に増加しているものによるもので、その点を考慮すると削減が図られており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価してよいと思われる。

5 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期が1期目であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。
- ② 経済産業省に設置している外部有識者等で構成している技術審査委員会において、落札評価の決定を受け、また省内に事業実施状況のチェックを受ける仕組みが整っている。
- ③ 入札において、1者の応札であり、競争性が確保されていたとはいえなかった。
- ④ 確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた。
- ⑤ 経費削減において、従来経費からの削減率については約0.7%の増加であったが、派遣人数の増加があったことが要因と考えられ、効果はあったと推測される。

以上のことから、本事業は「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1. (1)の基準について、特に③について満たしていない。

引き続き市場化テストを実施していくべき内容であるが、この事業は、現在平成27年度開始分及び平成28年度開始分が実施されているものの、それをもって終了とのことである。

したがって、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるが、平成28年度開始分が終了する平成30年6月の事業終了まで、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、この事業の現在進行分について、特許庁が自ら受託民間事業者への指導等を通じて公共サービスの質の維持向上等を図っていくことを求める。

特許庁総務部企画調査課
平成28年9月6日

平成26年度 民間競争入札実施事業
産業財産権研究推進事業の実施状況報告
(平成26年4月～平成28年6月の分)

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事 項	内 容
業務内容	知的財産制度を巡るグローバルな事業活動の展開に伴い、より複雑化、多様化、高度化する課題等について、将来を担う国内外の研究者による研究を支援する。
契約期間	平成26年6月5日から平成28年6月30日までの3年間
受託事業者 (入札参加者数等)	一般財団法人知的財産研究所（他の法人との合併により、平成28年4月より一般財団法人知的財産研究教育財団） 入札参加者：1者
契約金額	147,159,810円（税抜）
特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	特になし。

II 評価

1. 事業の質に関する評価

(1) 研究者の育成

①実施状況

産業財産権に関する制度調和や制度整備が中期的に必要となる研究テーマについて、主に将来を担う国内外の研究者に研究を行わせることにより、我が国の適切な産業財産権制度の設計・構築を推進するとともに、当該研究を通じて我が国・諸外国の産業財産権制度に精通した研究者を輩出することが必要である。

このため特許庁では、以下の3つの研究者育成事業を行った。

第一に特別研究者事業（我が国の若手研究者を国内の研究機関において研究に従事させる事業）、

第二に派遣研究者事業（我が国の研究者を外国の研究機関に派遣して研究に従事させる事業）、

第三に招へい研究者事業（外国の研究者を招へいして国内の研究機関において研究に従事させる事業）である。

そして特別研究者として2名、派遣研究者として3名、招へい研究者として7名を研究

に従事させた。

②確保される質の達成状況及び評価

特別研究者及び派遣研究者に研究成果報告（要約及び本文。以下同じ。）を日本語で執筆させるとともに、要約については英訳文を作成させ、要約（英訳文及び原文）並びに本文（原文）を合本にて製本し研究成果報告書を作成させた。

また、招へい研究者に研究成果報告を招へい研究者の任意の言語で執筆させるとともに、要約については英訳文を作成させ、要約（英訳文、和訳文及び原文）並びに本文（和訳文及び原文）を合本にて製本し研究成果報告書を作成させた。

また、特別研究者及び派遣研究者、招へい研究者は、第三者も参加する成果報告会にて研究成果を発表した。

対象項目とその評価

対象項目	測定指標	評価
① 安全の確保	本事業の不備に起因する、本研究期間中の人身事故又は物損事故の発生が無いこと。	特に問題は無かった。
② 研究者の確保	本業務の不備に起因する、特別研究者、派遣研究者及び招へい研究者の定員割れがないこと。	定員割れは無かった。
③ 業務継続の確保	ア 本事業の不備に起因する重大な手配漏れにより、特別研究者の研究の開始が遅延したり、研究が妨げられたりすることがないこと。	特に問題は無かった。
	イ 本事業の不備に起因する重大な手配漏れにより、派遣研究者の研究の開始が遅延したり、研究が妨げられたりすることがないこと。	特に左記のようなことは無かった。
	ウ 本事業の不備に起因する重大な手配漏れにより、招へい研究者の来日が遅延し、研究の開始が遅延したり、研究が妨げられたりすることがないこと。	特に左記のようなことは無かった。
④ 研究の質の確保	特別研究者、派遣研究者及び招へい研究者の研究の終了時に開催する、研究成果報告会において、聴衆に対してアンケートを実施し研究に関する設問について、70%以上の回答者から「有益」又は「ある程度有益」、「大変満足」又は「満足」の評価を得ること。 なお、アンケートの回収率は70%以上を予定している。	達成できた。（研究成果報告会でアンケートを77%回収し、そのうち94%から「有益」「ある程度有益」の評価を得た。）
⑤ 創意工夫の発揮可能性	本事業を実施するにあたっては、以下の観点から事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率性の向上）	達成できた。 （下記、(2) ①②のとおり。）

	及び経費の削減等に努めるものとする。	
	ア 本業務の実施全般に対する提案：本事業の実施全般に係る質の確保の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。イ 各業務に関する提案：本事業における各業務の具体的な実施方法について、質の向上及び経費削減等の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。	
	イ 各業務に関する提案：本事業における各業務の具体的な実施方法について、質の向上及び経費削減等の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。	

(2) 民間事業者の創意工夫及び改善実施事項

①研究者の研究の進捗管理

日報としての研究日誌を記録させ月次で提出させ、本人との面接等により研究進捗状況を把握している。

また、月単位で提出させる月次報告書に記載された当該月の研究内容、成果、今後の課題、研究計画に対する研究の進捗状況、その他連絡事項などの内容を確認して、研究の進捗を管理している。

進捗の遅れや方向の相違がある場合は、理由の確認と研究対象の絞り込みや適切な資料の助言等を行った。

特別研究員についてはほぼ6週間に1回、進捗状況を含めた研究内容を、民間事業者の役員・研究員が出席する研究部会合において発表させ、役員や他の研究員からの質疑応答を通じて、専門的なアドバイス・指導を付与している。派遣研究員については、派遣期間中に1回、民間事業者が在外研究員を訪問し研究の進捗について対面で確認している。

②評価

研究成果は、産業財産権制度の改善に関する検討の基礎として活用されている他、アジアにおける国際機関(ERIA)における特許制度の研究プロジェクトにおいても活用されている。

(研究成果と産業財産権制度)

研究従事年度	研究テーマ	現所属・役職	成果
H22	知的財産権侵害事件における国際的な差止命令について	京都女子大学法学部准教授（2015年4月1日～）	差止の効力の検討における基礎資料
H23	特許制度改正が医薬品産業におけるイノベーションに与える影響	武蔵野大学経済学部経済学科 講師（2014.4～）	知的財産研究所「我が国における産業財産権等の出願行動等に起因する経済成長に関する分析調査」(平成24年度委員兼事務局)
H23	先使用権の根拠論に関する比較法研究(英米法を中心に)	法政大学法学部法律学科准教授（2013年4月～）	先使用権ガイドライン改定における諸外国の状況把握の基礎資料として活用。
H24	産業の発展に寄与する効率的な特許審査プロセスの在り方に関する研究	(独)経済産業研究所 研究員(2013年4月～)	特許庁早期審査の検証、ERIA(Economic Research Institute for ASEAN and East Asia)における研究プロジェクトへ活用
H24	地域ブランド育成における商標法の在り方に関する考察	青山学院大学大学院法学研究科 非常勤講師（2014年4～）	地域団体商標改正の検討に寄与(平成26年8月1日施行)
H26	欧州単一特許及び欧州特許に関する民商事事件の国際裁判管轄	一般財団法人知的財産研究所 派遣研究者(現在)	欧州単一特許制度導入後の影響に関する基礎資料

※本事業は継続して行われている。研究成果については派遣期間後にも活用されることが想定されるため、過年度分についても本事業の成果として掲載した。

2. 実施経費についての評価（税抜き）

項目	金額等
従来経費（A）	146,151千円（平成25年度）
契約額（B）	147,159千円
削減額（C）	▲1,008千円
削減率（C/A×100）	▲0.69%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

本事業では、

- ① 特別研究者（我が国の若手研究者を国内の研究機関において研究に従事させる）、
 - ② 派遣研究者（我が国の研究者を外国の研究機関に派遣して研究に従事させる）、
 - ③ 招へい研究者（外国の研究者を招へいして国内の研究機関において研究に従事させる）
- がいるが、平成26年度開始事業では、派遣研究者及び招へい研究者の人数が増加したため経費が増加した。

派遣研究者：平成25年度開始事業（2名）、平成26年度開始事業（3名）

招へい研究者：平成25年度開始事業（5名）、平成26年度開始事業（7名）

4. 評価委員会等からの評価

入札があった者の提案書の内容について、技術審査委員による採点及び委員会による検討

の結果、評価項目中の全ての基礎点項目を満たしていることを確認した。さらに入札者は、特許庁の意図にあった調査内容を提案しており適切であると判断された。

5. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

この事業は期間が2年3ヶ月の長さで、平成26年度開始分以来、毎年民間競争入札を実施しているが、評価については初めてとなる。

本業務の実施に当たり、確保される質については、設定された指標（目標）は、全て達成されていることから、良好に業務が実施されていると評価できる。本事業で研究に従事した研究者は、現在第一線で活躍する若手の大学教授・准教授となっている。

(研究に従事した研究者と現在の活躍状況)

研究従事年度	現所属・役職	政府審議会等の委員経験
平成10年度	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授	工業所有権審議会委員 産業構造審議会 知的財産分科会 弁理士制度小委員会委員 平成28年度弁理士試験に係る委員
平成10年度	中央大学 法科大学院 教授	工業所有権審議会臨時委員（弁理士分科会委員）（2000/05-2003/10）
平成13年度	神戸大学大学院 法学研究科 教授	産業構造審議会・知的財産政策部会・特許制度小委員会・通常実施権等登録制度WG委員（2007年度） 工業所有権審議会・弁理士審査分科会臨時委員（弁理士試験委員）（2008、2009年度）
平成14年度	九州大学大学院 法学研究院、法学部 准教授	文化審議会著作権分科会国際小委員会国際ルール形成ワーキングチーム員
平成16年度	東北大学大学院 法学研究科 教授	産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会委員・商標制度小委員会委員・弁理士制度小委員会委員 平成28年度弁理士試験に係る委員
平成16年度	学習院大学 経済学部 教授	経済産業研究所非常勤研究員（「日本企業の研究開発の構造的特徴と今後の課題」研究会 委員）（2007-2009年度） 特許庁「特許出願動向調査（マクロ調査）」委員会座長（2007年10月～2009年2月） 特許庁「イノベーションと知財政策に関する研究会」ワーキンググループ委員（2008年1月～6月）
平成24・25年度	神戸大学大学院法学研究科 准教授	文化審議会著作権分科会専門委員（2015年度）

※本事業は継続して行われている。本事業で研究に従事した若手の研究者が、教授・准教授となるには時間がかかるため、過年度分についても本事業の成果として掲載した。

(2) 今後の方針

本事業は所期の目的が達成されたため、今年度開始の3カ年事業（28fy～30fy）で終了する。